

市民オンブズマンわかやま

入会申込書

会則を認め、入会を申し込みます。

年 月 日

氏名		年齢		性別	男・女
住所				電話	
職業又は お勤め先				電 お勤め先 話	
住 お勤め先 所					
備考				会費 入金状 況	年 月 日
					年 月 日
				口数	口
				担当者	

領収書

様

★	円也
---	----

上記金額領収しました。

但し・会費（ 口 年度分）

・寄付金

年 月 日

市民オンブズマンわかやま
連絡先/和歌山合同法律事務所内
和歌山市十二番町10
TEL 0734-33-2241

担当者 _____

会 則

- 【名称】
第1条 この会は、市民オンブズマンわかやまと称します。
- 【事務局】
第2条 この会の事務局は、和歌山市内に置きます。
- 【目的】
第3条 この会は、地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、これを是正することを目的とします。
- 【活動】
第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行います。
(1) 調査、各種申立、訴訟などの活動
(2) 地方公共団体等の情報公開を求める活動
(3) 機関紙の発行
(4) その他目的を達成するために必要な活動
- 【会員】
第5条 会の目的に賛同し、会費を納める市民は誰でも会員になることができます。
2 会員は、この会を特定の政治目的に利用してはなりません。
- 【機関】
第6条 この会に次の機関を置きます。
(1) 総会
総会は年1回代表者が招集します。必要に応じて臨時総会を開催することができます。総会は、会の重要事項を決定し、役員を選出します。
(2) 役員会
役員会は、代表が随時招集します。役員会は、総会の決定に基づき会の運営にあたります。
- 【役員】
第7条 この会に次の役員を置きます。
(1) 代 表 若干名
(2) 幹 事 若干名
(3) 事務局長 1 名
(4) 会計監査 1 名
2 役員の任期は、定期総会から次期定期総会までとします。
- 【財政】
第8条 この会の財政は、会費及び寄付金をもってまかないます。
2 会費の金額は、年会費1口2500円とします。
- 附則 この会則は1997年4月5日より施行します。

振 込 先	きのくに信用金庫本店 (管) No. 0419585 市民オンブズマンわかやま 事務局長/細中 正好
-------------	-------------------------------------------------------------